

学校において予防すべき感染症と出席停止について

学校は生徒が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすこととなります。そのため学校保健安全法等では、感染症の予防のため出席停止等の措置を講じることとされており、以下のように学校において予防すべき感染症の種類を第一種から第三種に分けて規定した上で、出席停止の期間の基準等を規定しています。

これらの疾病に罹患した場合は、出席停止となります。また、完治して登校する際には、別紙の証明書の提出が必要とされておりますので、よろしくお願いいたします。

第1種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリアおよび重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）、中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）

以上について、治癒するまで出席停止。*新型インフルエンザ等の新感染症は、第1種とみなす。

第2種

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
咽頭結膜熱	主症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	症状により、医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、医師において感染のおそれがないと認められるまで

※ 手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症は出席停止扱いにはなりません。

第3種

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

以上については、症状により医師において感染のおそれはないと認められるまで出席停止。

証 明 書

群馬県立前橋高等学校長 様

年 組 番 氏名

上記の者は、下記のとおり出席停止となっていましたが、他に感染のおそれがなくなりましたので、登校可能と認めます。

学校感染症（病名）

出席停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

医療機関名

医 師 名

印